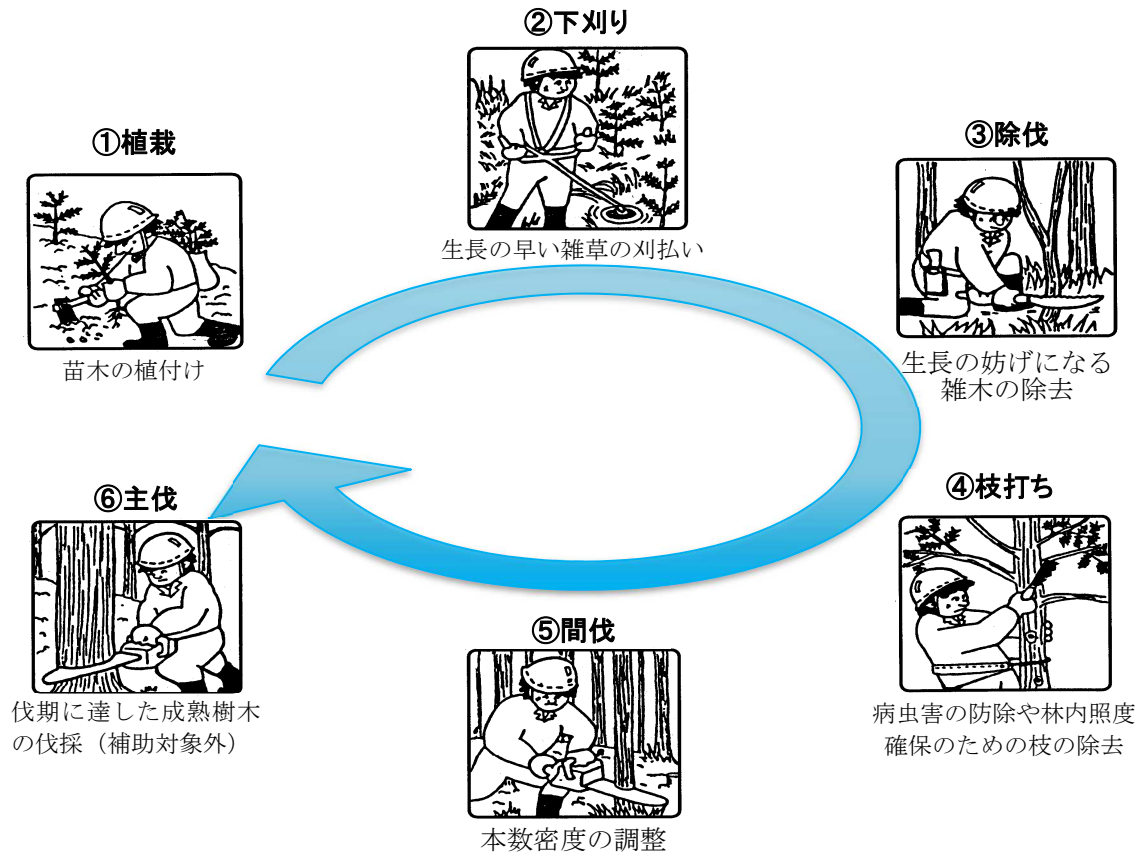


多様な森林づくりを目指して

— 令和2年度信州の森林づくり事業の概要 —



～ みんなの暮らしを守る森林づくり ～

長野県

目 次

信州の森林づくり事業の体系	1
信州の森林づくり事業の補助率	2
信州の森林づくり事業 概要	
森林環境保全整備事業	
・ 森林環境保全直接支援事業	3
・ 特定森林再生事業 森林緊急造成	12
被害森林整備	14
保全松林緊急保護整備	16
みんなで支える里山整備事業	
・ 防災・減災のための森林整備	18
・ 県民協働による里山整備	21
・ ライフライン等保全対策	26
合板・製材生産性強化対策交付金事業	28
林業成長産業化総合対策事業	32
県単独森林整備事業	36

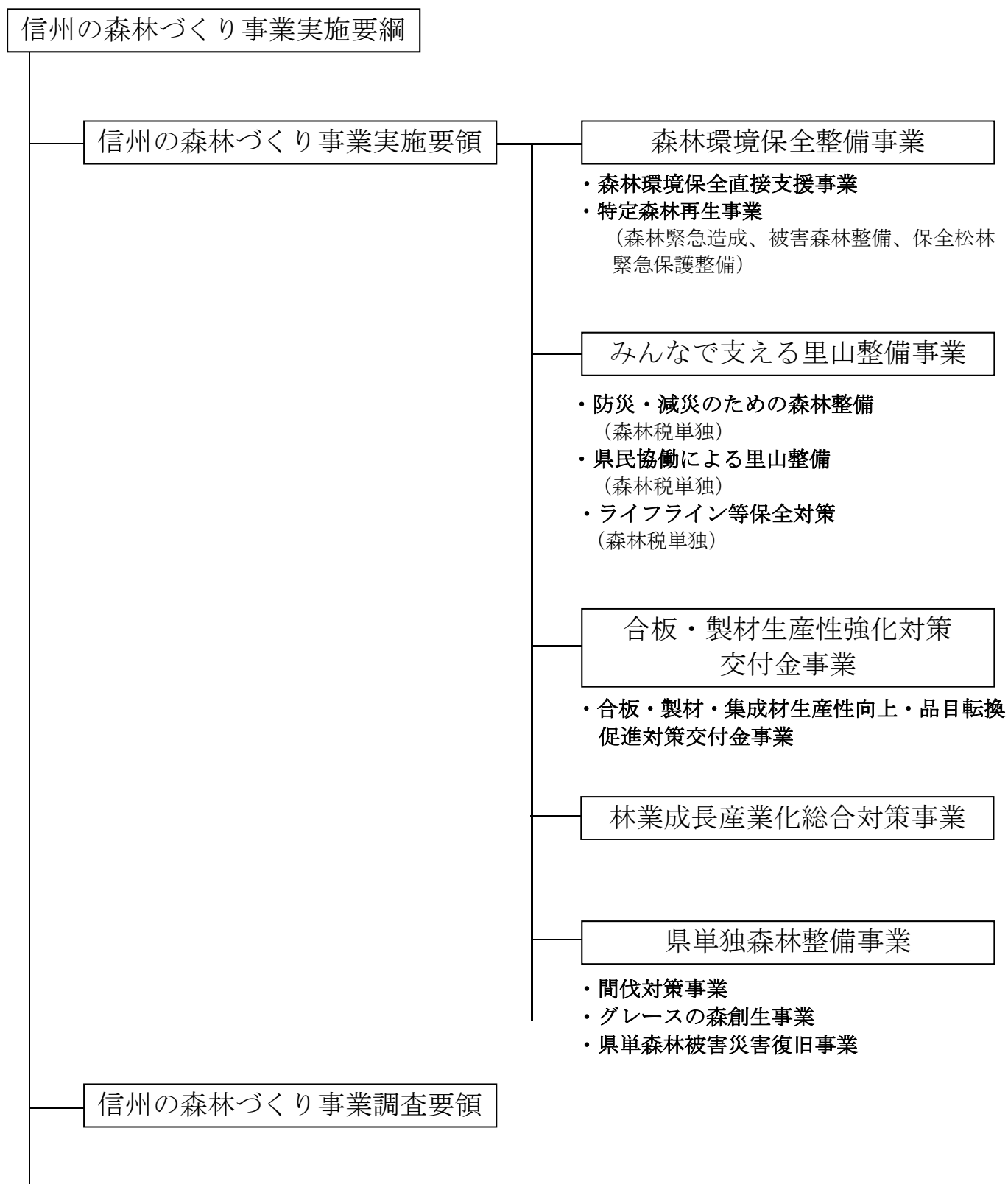
「多様な森林づくりを目指して」の留意事項

本書は、信州の森林づくり事業の制度を規定している要綱及び要領について、要件が多岐にわたるため、制度の概要を把握するものとして活用してください。

実際に補助金交付申請の手続きを行うことを目的とする場合には、下記長野県 HP に公開している要綱及び要領を再度確認してください。

<https://www.pref.nagano.lg.jp/shinrin/sangyo/ringyo/seibi/zorin/index.html>

信州の森林づくり事業の体系



信州の森林づくり事業の補助率

事業の種類			査定係数	標準経費(事業費)に対する実質的な補助率			査定経費に対する規定上の補助率			備考			
				国	県	計	国	県	計				
森林環境保全直接支援事業	森林経営計画等に基づく事業	通常	170	51%	19%	70%	30%	10%	40%	2%			
		分収林			34%	85%		20%	50%	-			
		上記以外の事業	通常	90	27%	9%		36%	10%	40%		-	
			分収林			18%		45%	20%	50%		-	
	特定森林再生事業	森林緊急造成	保安林及び水源涵養機能維持増進森林・山地災害防止/土壌保全機能維持増進森林	通常	180	54%	18%	72%	30%	10%	40%	-	
			市町村公社等	36%			90%	20%		50%	特別交付税措置有		
			上記以外の森林	通常	90	27%	9%	36%		10%	40%	-	
				市町村公社等			18%	45%		20%	50%	-	
		被害森林整備	通常	170	51%	19%	70%	30%	10%	40%	2%		
			分収林			34%	85%		20%	50%	-		
保全松林緊急保護整備			無	50%	20%	70%	50%	20%	70%	-			
合板・製材生産性強化対策事業(定額補助)		間伐材生産	無	上限350千円+間接費	-	上限350千円+間接費	-	-	-	-	R元繰越予算(補正)		
		造林	無	上限546千円+間接費	-	上限546千円+間接費	-	-	-	-			
関連条件整備		作業道(円/m)	無	¥2,000	-	¥2,000	-	-	-	-	R元繰越予算(補正)		
林業成長産業化総合対策事業(定額補助)		間伐材生産	無	上限350千円+間接費	-	上限350千円+間接費	-	-	-	-			
		資源高度利用型施業	無	上限664千円+間接費	-	上限664千円+間接費	-	-	-	-			
		関連条件整備	作業道(円/m)	無	¥2,000	-	¥2,000	-	-	-	-		
みんなで支える里山整備事業(森林税予算)	防災・減災のための里山整備	保育間伐等	-	-	90%	90%	-	-	-	-			
	ライフライン等保全対策	危険木伐採	-	-	90%	90%	-	-	-	-			
	県民協働による里山整備	間伐等	-	-	90%	90%	-	-	-	-			
県単独森林整備事業(県単)	間伐対策事業	通常分	-	-	50%	50%	-	-	-	-			

注1 補助金の計算方法は以下のとおり

$$\left[\begin{array}{l} \text{標準経費} = \text{標準単価} \times (1 + \text{間接費率}) \times \text{事業量} \\ \text{査定経費} = \text{標準経費} \times (\text{査定係数} / 100) \end{array} \right]$$

査定係数「有」……
査定係数「無」……補助金額 = 査定経費 × 査定経費に対する補助率
補助金額 = 標準経費 × 標準経費に対する補助率

- 合板・製材生産性強化対策事業、林業成長産業化総合対策事業の定額補助については実施要領で定めている。
- 令和2年度から人工造林(特殊地拵等を除く)及び鳥獣害防止施設等整備に対して、15%の県独自高上げを実施する。

森林環境保全直接支援備事業

事業趣旨

森林施業の集約化や路網整備を通じて施業の低コスト化を図りつつ森林整備を計画的に推進するとともに、生物多様性の保全等に資する森林整備を推進することにより、森林の有する多面的機能の維持・増進を図り、もって森林環境の保全に資するものとする。

対象森林

森林経営計画、特定間伐等促進計画に基づく森林区域
 ※特定間伐等促進計画に基づき間伐及び更新伐を行なう場合は、集約化実施計画の対象森林に限る。
 (注：査定係数 170 の場合)

事業主体

市町村、森林所有者、森林組合等、森林整備法人等、森林法施行令第 11 条第 7 号に規定する特定非営利法人、森林法施行令第 11 条第 8 号に規定する森林所有者の団体、森林経営計画の認定を受けた者、特定間伐等促進計画に実施主体に位置づけられた者、森林経営管理法の規定により県が公表した民間事業者

事業内容

1 補助対象齢級および規模

区分	補助対象齢級														事業規模	
	I	II	III	IV	V	VI	VII	VIII	IX	X	X I	X II	X III～ X VIII	X IX ～		
人工造林	■															0.1ha 以上
樹下植栽			■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■		
下刈り	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■		
雪起こし	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■		
倒木起こし	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■		
枝打ち	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■		
除伐	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■		
保育間伐	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■		
間伐	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■		
更新伐	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■		
付帯 施設 整備 備	鳥獣害防止施設 等整備															上記と 一体的 に整備
	林内作業場・林 内灌水施設整備															
	林床保全整備															
	荒廃竹林整備															
森林作業道整備																

補助対象： ■■■■■ 以下該当する場合補助対象： ●●●●●●●●

- ・下刈りは複層林においては下層木が V 齢級以下、植栽以外の方法で更新した VIII 齢級以下（複層林においては下層木が VIII 齢級以下）の林分
- ・雪起こしは植栽以外で更新した VIII 齢級以下の林分
- ・枝打ちは間伐と一体的に行なう X II 齢級以下、更新伐と一体的に行なう X VIII 齢級以下の林分
- ・除伐は X II 齢級以下の天然林
- ・保育間伐は X II 齢級以下の天然林または伐採木の胸高直径 18cm 未満の林分（新型コロナウイルス対応 XII 齢級まで）
- ・間伐は地域の標準的な施業における本数密度を概ね 5 割上回る林分または立木の収量比数が 0.95 以上の林分
- ・間伐及び更新伐は森林経営計画に基づく場合で標準伐期齢の 2 倍の齢級以下の林分
- ・更新伐で長期育成循環施業による場合は X 齢級以上の林分
- ・人工造林(特殊地拵等を除く)及び鳥獣害防止施設等整備(人工造林と同時)は、15%の県独自嵩上げ対象

2 事業内容		
人工造林	優良な育成単層林の人工林の造成を目的として行う地拵え、植栽（大苗の植栽を含む）、播種、施肥、低質林等における前生樹の伐倒、除去	
樹下植栽	優良な育成複層林の造成を目的として行う地拵え、樹下への苗木の植栽又は播種、施肥、不良木の淘汰、植栽・播種に伴って行う地表かき起こし及び不用萌芽の除去。 天然更新による森林の育成を目的として行う地拵え、天然稚幼樹の発生・育成を促す地表かき起こし及び稚幼樹が少ない場合の植栽（植栽後の確実な成林を図るため必要があるときは大苗の植栽）又は播種、施肥、不用萌芽・不用木の除去、不良木の淘汰、巻枯らし及び林木の枝葉の除去	
下刈り	雑草木の除去及びこれに併せて行う施肥	
雪起こし	育成しようとする立木の成立本数 30%以上が倒伏した林分で行う雪圧倒伏木の倒木起こし	
倒木起こし	気象害等により倒木被害が発生した会計年度および翌年度内に実施する倒伏木の倒木起こし	
枝打ち	スギ、ヒノキの林分で雄花の多い立木を主体に、地上おおむね 8 m を上限とする枝葉の除去	
除伐	過去 5 年以内に国庫補助事業による除伐、保育間伐、間伐、更新伐を実施していない林分において行なう不用木の除去、不良木の淘汰	
保育間伐	過去 5 年以内に国庫補助事業による除伐、保育間伐、間伐、更新伐を実施していない林分において適正な密度管理を目的に行う不用木の除去、不良木の淘汰	
間伐	過去 5 年以内に国庫補助事業による除伐、保育間伐、間伐、更新伐を実施していない林分において適正な密度管理を目的に行う不用木の除去、不良木の淘汰、搬出集積	
更新伐	過去 5 年以内に国庫補助事業による除伐、保育間伐、間伐、更新伐を実施していない林分において育成複層林の造成及び育成（長期育成循環施業の対象森林における適正な密度管理を含む。）並びに人工林の広葉樹林化の促進、天然林の質的・構造的な改善のための適正な更新を目的として行なう不用木の除去、不良木の淘汰、搬出集積	
付帯施設等整備	鳥獣害防止施設等整備	一体的に実施すべき施業の開始時期の 2 年まえから実施後 5 年を経過する間に、健全な森林の造成・保全を目的として行う野生鳥獣による森林被害の防止、野生鳥獣の移動の制御等を図るための鳥獣害防止施設等の整備
	林内作業場及び林内かん水施設整備	森林造成・整備に付帯する苗木仮植場、資機材置場、間伐材搬出集積等の林内作業場及び林内かん水施設の整備
	林床保全整備	一体的に実施すべき施業の開始時期の 2 年まえから実施後 5 年を経過する間に、造林地の保全を目的として行う下層植生の誘導により土壌の適性維持を図るための枝葉の除去、客土、整地、耕うん、植栽、播種、施肥及び雑草木の除去並びに間伐材等の活用による小規模で簡易な排水工・編柵工・土留工等
荒廃竹林整備	周辺の森林を被圧しつつある荒廃竹林の整備	
森林作業道整備	「森林作業道作設指針について」（平成 22 年 11 月 17 日付け林野庁長官通知）に適合及び「長野県森林作業道作設マニュアル」を参考にした作業道の開設および改良	

3 間伐及び更新伐の面積及び材積要件

①森林経営計画に基づく場合

	間伐	更新伐
材積	10m ³ /ha 以上	10m ³ /ha 以上
面積	事業毎又は合せて 5 ha 以上	

②特定間伐等促進計画と集約化実施計画に基づく場合

	間伐	更新伐
材積	10m ³ /ha 以上	10m ³ /ha 以上
面積	5ha 以上	5ha 以上

4 森林作業道の先行実施

一体的に実施すべき施業に 2 年（当該森林作業道整備と一体的に実施することとされている施業が森林経営計画又は特定間伐等促進計画に基づくものである場合は、これらの計画の期間内）先行して実施することができる。（新型コロナウイルス対応 原則 2 年先行の実施が可能）

事業の流れ

1 事後申請方式

施業実施後に補助金交付申請を行い、施業完了の確認後に補助金交付・確定が同時に行われる。

年度	時期	内容	森林所有者等	事業主体	市町村	地域振興局
前年度	9月上旬まで	事業の委託等	○ →	○		
	9月10日まで	予定調書の提出		○ →	○	
	9月20日まで	予定調書の提出			○ →	○
	随時	事前計画書の提出(※)		○ →		○
当年度	随時	施業着手		○		
	随時	施業完了		○		
	4/20、6/20、8/20、10/20、12/20まで	補助金交付申請書の提出		○ →		○
	申請後随時	事業調査		○ ←		○
	調査後随時	交付決定及び確定通知		○ ←		○
	調査後随時	請求書の提出		○ →		○
	確定後随時	補助金支払		○ ←		○
	確定後随時	事業の精算	○ ←	○		

※人工造林、間伐、更新伐及び森林作業道整備は着手前に事前計画書の提出が必要。

2 計画補助方式

施業着手前に補助金交付申請を行い補助金の交付決定が行われ、施業完了後に確定が行われます。

10ha以上規模又は市町村が実施する間伐及び更新伐は事前申請方式で申請することが可能です。

年度	時期	内容	森林所有者等	事業主体	市町村	地域振興局
前年度	9月上旬まで	事業の委託等	○ →	○		
	9月10日まで	予定調書の提出		○ →	○	
	9月20日まで	予定調書の提出			○ →	○
当年度	随時	事業計画書の提出		○ →		○
	受理後速やかに	計画承認および内示		○ ←		○
	随時	補助金交付申請書の提出		○ →		○
	受理後速やかに	交付決定通知		○ ←		○
	随時	施業着手		○		
	随時 (必要に応じて)	事業変更計画書の提出		○ →		○
		変更計画承認および内示		○ ←		○
		変更交付申請書の提出		○ →		○
		変更交付決定		○ ←		○
	随時	施業完了		○		
	完了後速やかに	実績報告書		○ →		○
	申請後随時	事業調査		○ ←		○
	調査後随時	交付決定及び確定通知		○ ←		○
	調査後随時	請求書の提出		○ →		○
	確定後随時	補助金支払		○ ←		○
確定後随時	事業の精算	○ ←	○			

2 事業内容

森林環境保全直接支援事業と同じ。

3 協定の締結

(1) 協定締結者

① 市町村が自ら所有する森林以外で実施する場合：市町村と森林所有者との協定

② 市町村以外が自ら所有する森林以外で実施する場合：地方公共団体と森林所有者、事業主体との協定

(2) 協定の内容

本事業の実施後おおむね 10 年間は皆伐を行わない。

事業の流れ

1 事後申請方式

森林環境保全直接支援事業と同じ。

(ただし、事前計画書の規定を除く。)

2 計画補助方式

森林環境保全直接支援事業と同じ。

2 事業内容

下記以外は森林環境保全直接支援事業と同じ。

森林保全再生整備	野生鳥獣による森林被害の防止、野生鳥獣の移動の制御等を図るための鳥獣害防止施設等の整備又は誘引捕獲とそれに必要な施設整備等
----------	---

3 協定の締結

(1) 協定締結者

- ① 市町村が自ら所有する森林以外で実施する場合：市町村と森林所有者との協定
- ② 市町村以外が自ら所有する森林以外で実施する場合：地方公共団体と森林所有者、事業主体との協定

(2) 協定の内容

本事業の実施後おおむね 10 年間は皆伐を行わない。

事業の流れ

1 事後申請方式

森林環境保全直接支援事業と同じ。
(ただし、事前計画書の規定を除く。)

2 計画補助方式

森林環境保全直接支援事業と同じ。

2 事業内容

下記以外は森林環境保全直接支援事業と同じ。ただし、更新伐の搬出集積は除く。

衛生伐	松くい虫の繁殖源を除去し、松林の健全な育成又は保全を図ることを目的として行なう 不用木の除去（被害木及び侵入竹を含む。）及び不良木の伐倒、搬出集積、破碎、焼却、 薬剤処理
-----	---

事業の流れ

1 事後申請方式

森林環境保全直接支援事業と同じ。
（ただし、事前計画書の規定を除く。）

2 計画申請方式

森林環境保全直接支援事業と同じ。

みんなで支える里山整備事業

～防災・減災のための里山整備～

事業趣旨

長野県森林づくり県民税を活用して間伐を面的に推進することにより、集落周辺の里山等の森林の有する多面的機能の回復・維持・増進を図り、森林環境の保全及び防災・減災を図る。

対象森林

- 過去にみんなで支える里山整備事業による森林整備を実施していない、民有林（県及び市町村有林を除く。）とする。ただし、財産区有林は私有林と一体的に実施する場合に限る。
- 里山整備方針作成について（平成30年5月10日30林政第104号林務部長通知）に基づき、市町村長が作成する里山整備方針（以下、「里山整備方針」という。）（定義の記載が必要）に基づく森林
- 里山整備方針が作成前であれば、里山整備方針に取り込むことが明らかな森林

事業主体

森林税単独事業

市町村、森林所有者、森林組合、生産森林組合、特定非営利法人等、森林所有者の団体、計画策定者等

事業内容

1 補助対象年齢および規模

区分	補助対象年齢														事業規模		
	I	II	III	IV	V	VI	VII	VIII	IX	X	X I	X II	X III～ X VIII	X IX ～			
本 体 事 業	保育間伐																0.1ha 以上
	間伐																
森林作業道・作業路開設																	上記事業と一体的に実施
付帯施設整備																	上記事業と一体的に実施

補助対象： **————** 以下該当する場合補助対象： **.....**

2 事業内容

保育間伐	防災・減災のための不用木の除去、不良木の淘汰
間伐	防災・減災のための不用木の除去、不良木の淘汰、搬出集積
作業路開設	森林税単独間伐で伐採した材の搬出に必要な森林作業道及び作業路開設
付帯施設整備	本体事業と一体的に実施する地域振興局長が必要と認めた事業（つる切り、電線等に掛かる立木処理、その他局長が必要と認める作業） なお実施にあたっては地域振興局長との事前協議が必要

3 協定の締結

みんなで支える里山整備事業の実施にあたっては以下の協定を締結する

- (1) 協定締結者
地域振興局長、事業実施主体及び森林所有者の3者
- (2) 協定期間
事業実施の翌年度から起算して10年間
- (3) 協定の主な内容
 - ・協定期間内は森林以外への転用及び皆伐は行わない
 - ・協定締結後は、長期施業委託の締結等、事業実施後も適正な森林管理に努めること

事業の流れ

1 事後申請方式

施業実施後に補助金交付申請を行い、施業完了の確認後に補助金交付・確定が同時に行われます。

年度	時期	内容	森林所有者等	事業主体	市町村	地域振興局
随時		里山整備方針の作成			○	
前年度	9月上旬まで	事業の委託等	○ ← → ○			
	9月10日まで	予定調書の提出		○ ← → ○		
	9月20日まで	予定調書の提出			○ ← → ○	
	随時	協定の締結（着手前）	○	○		○
当年度	随時	施業着手		○		
	随時	施業完了		○		
	4/20、6/20、8/20、10/20、12/20 まで	補助金交付申請書の提出		○ ← → ○		
	申請後随時	事業調査		○ ← → ○		
	調査後随時	交付決定及び確定通知		○ ← → ○		
	調査後随時	請求書の提出		○ ← → ○		
	確定後随時	補助金支払		○ ← → ○		
	確定後随時	事業の精算	○ ← → ○			

補助金額

○標準単価方式

標準単価×間接費率×実面積＝標準経費（千円未満切捨て）

標準経費×補助率＝補助金額（百円未満切捨て）

○実行経費方式（付帯事業で標準単価の設定がないもの）

実行経費（千円未満切捨て）×補助率＝補助金額（百円未満切捨て）

3 施業内容及び基準

施業区分	施業内容	基準	
人工造林	人工林の造成を目的として行う地拵え、植栽	○植栽本数は、ha 当たり 2,000 本以上であること。 ○地拵えを実施した施行地においては、当該地拵えを実施した年度又はその翌年度内に植栽又は播種を実施するものとする。	
樹下植栽	育成複層林の造成を目的として上層木がⅢ齢級以上の林分において行う地拵え、樹下への苗木の植栽又は天然更新による森林の育成を目的として行う地拵え、天然稚幼樹の発生・育成を促す地表かき起こし、稚幼樹が少ない場合の植栽、不用萌芽・不用木の除去	○植栽本数は、ha 当たり 600 本以上であること。 ○地拵えを実施した施行地においては、当該地拵えを実施した年度又はその翌年度内に植栽又は播種を実施するものとする。	
下刈	雑草木の除去	○植栽により更新した場合は 2 齢級（複層林は 5 齢級）以下、その他の方法で更新した場合は 8 齢級以下の林分で行うものとする。	
雪起こし	雪圧倒伏木の倒木起こし（倒木起こしに該当するものを除く。）	○植栽により更新した V 齢級以下の林分、又はその他の方法により更新した VIII 齢級以下の林分で行うものとする。 ○30%以上が倒伏した林分を対象とする。	
倒木起こし	火災、気象災、病虫害等による倒伏木の倒木起こし	○植栽により更新した V 齢級以下の林分において行うものとする。 ○倒木被害の発生した会計年度及び翌年度内とするものとする。 ○30%以上が倒伏した林分を対象とする。	
枝打ち	林木の枝葉の除去	○残存木の 60%以上で実施すること。	
除伐	不用木（侵入竹を含む。）の除去、不良木の淘汰	○5 齢級（天然林は 12 齢級）以下の森林で行うものとする。 ○不用木の除去のみ行う場合は、原則として不用木を全て除去するものとする。	
保育間伐	不用木（侵入竹を含む。）の除去、不良木の淘汰	○7 齢級以下の林分で又は伐採しようとする不良木の胸高直径が 18cm 未満の森林で行うものとする。 ○本数間伐率は概ね 30%以上（豪雪地帯対策特別措置法に基づく長野県総合雪対策計画において指定された特別豪雪市町村および気象害の発生が明らかに予測される場合は、立木本数の 20%以上）とする。	
間伐	不用木（侵入竹を含む。）の除去、不良木の淘汰、搬出集積	○本数間伐率は概ね 30%以上（豪雪地帯対策特別措置法に基づく長野県総合雪対策計画において指定された特別豪雪市町村および気象害の発生が明らかに予測される場合は、立木本数の 20%以上）とする。	
更新伐	不用木（侵入竹を含む。）の除去、不良木の淘汰、支障木やあばれ木等の伐倒、搬出集積	○複層林の造成及び育成並びに人工林の広葉樹林化の促進、天然林の質的・構造的な改善のための適正な更新を目的として行うもの。 ○18 齢級以下の林分で行うもの。	
修景林間整備	雑草木の除去、不良木の淘汰、不用木の除去、枯損木除去、危険木除去	○森林景観整備又は通学路安全確保、森林利活用場の造成、緩衝帯の整備等のために必要な箇所とする。	
つる切り	つる類の除去	○植栽木の梢頭部や樹幹の損傷・折損、樹冠部の被圧などの被害防止又は林内における作業性の向上を目的に行うものとする。 ○実施率が 100%以上であること。	
竹林整備	侵入竹や不用木竹除去	○森林を被圧しつつある荒廃竹林の整備または竹林利用のために行うものとする。 ○本数伐採率が概ね 30%以上であること。	
その他整備	目的の達成に必要な播種、施肥、不良木の伐倒、伐採木の搬出集積	○目的達成に必要であって、施業番号 1～13 に該当しない施業とする。	
付帯施設等整備	森林作業道整備	森林作業道の開設	○森林整備と一体的に実施するものとする。 ○継続的に使用され、かつ、森林作業道作設指針に基づくもの。
	簡易作業路整備	簡易作業路の開設	○森林整備と一体的に実施するものとする。
	鳥獣害防止施設等整備	忌避剤、防護柵、食害防止施設、剥皮防止テープ	○森林の造成・保全を目的として行う野生鳥獣による森林被害の防止、野生鳥獣の移動の制御等を図る

4 補助対象とならないもの

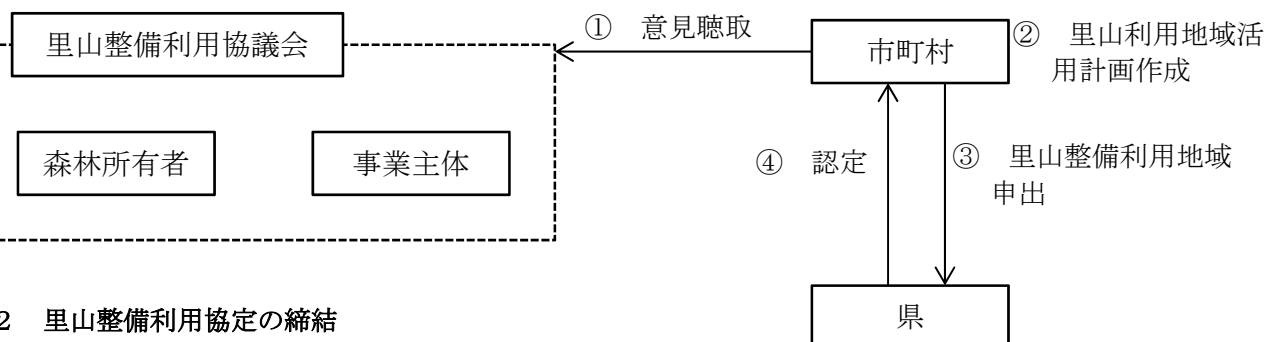
- 当該年度に同一施行地において県又は国、市町村の補助金等の交付を受けた事業
- 分担金又は負担金としての市町村支援事業
- 宗教的活動に関する事業
- 政治的活動に関する事業
- 公序良俗に反する事業
- 特定の企業、団体及び個人の利益を追求するための事業
- 県又は国の支出する支出金及び補助金等の交付を受けた施行地の維持管理にあたる事業

5 補助事業の間隔

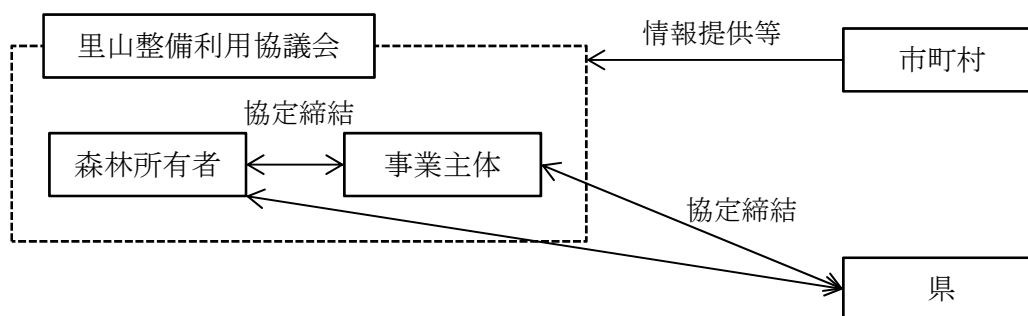
- 除伐、保育間伐、間伐、更新伐及び修景林間整備は、過去5年以内に同一施行地において除伐、保育間伐、間伐又は更新伐を実施していない場合補助対象とする。
- 人工造林、樹下植栽、雪起こし、倒木起こし、枝打ち、つる切り、竹林整備、その他整備については、過去に同一施行地においてみんなで支える里山整備事業による同一施業を実施していない場合補助対象とする。

事業の流れ

1 里山整備利用地域の認定

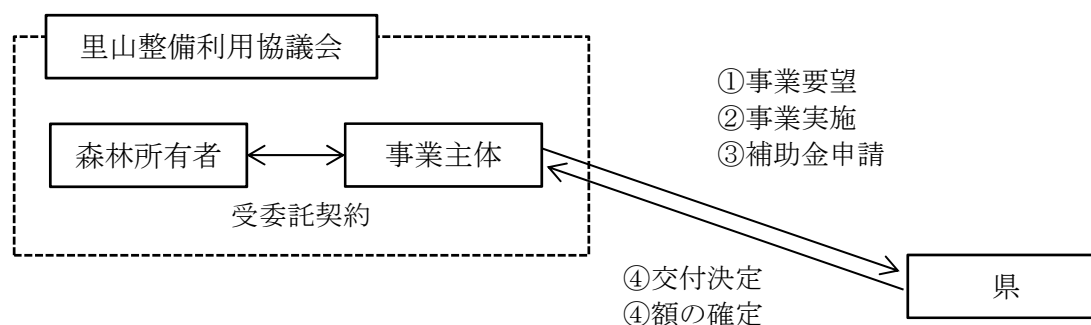


2 里山整備利用協定の締結



3 事業の実施

実施計画の作成及び交付申請



補助金額

1 補助金の算出

補助対象事業費（千円未満切捨て）×補助率＝補助金（百円未満切捨て）

2 補助対象事業費の算出

(1)標準単価方式（標準単価を適用できるもの）

標準単価×間接費率×実面積＝補助対象事業費（千円未満切捨て）

(2)実行経費によるもの（標準単価が適用できないもの）

①直営の場合

・林業事業体において事業の実施に要した費用の積み上げとし、労務費は「補助事業等の実施に要す

る人件費の算定等の適正化について」に基づくものとする。

・地域組織主体の出役等による活動に係る人件費については、林務部が定める事業実施年度に該当する「林業土木事業設計単価表」を上限として算出した経費を計上できる。

②請負の場合

設計によるものは森林環境保全整備事業設計積算要領等に準じて積算することとし、見積による場合は2者以上から徴した見積結果のうち、最も低い額により実施する。

～ライフライン等保全対策～

事業趣旨

自然災害による停電、鉄道や道路の寸断、集落の孤立、停電による断水等の被害を防止することにより、安心・安全な生活基盤を確保するため、長野県森林づくり県民税を活用して、森林所有者による適正な処理が期待できない送電線、線路及び道路等のライフライン及び家屋の周辺森林内で倒木の危険のある立木及び枯損木等の伐採を行う。

対象森林

- 森林法第2条に規定する森林
- ライフライン等から概ね樹高の2倍までの距離までの森林
(ただし、保全対象に被害を及ぼす恐れがあり、特に必要と認められる場合はこの限りでない。)

事業主体

市町村

事業内容

ライフライン（送電線、鉄道、道路（県が管理する道路を除く。）、水道施設、用水路をいう。）、集落、公共施設や要配慮者施設（社会福祉施設、学校、医療施設等）（以下、「ライフライン等」という。）に被害を及ぼす恐れのある立木竹及び枯損木等（ただし、松くい虫の被害拡大・蔓延防止の為に伐倒駆除を実施すべきものを除く。以下、「危険木等」という。）の単木処理を行う。

事業の流れ

1 計画補助方式

施業種及び規模を問わず全て事前申請方式となる。

時期	内容	市町村	地域 振興局	県
知事が定める日まで	事業実施計画書の提出	○ →	○	
適当と認められるとき	事業計画書の報告		○ →	○
承認後	事業の内報	○ ←	○ ←	○
受理後速やかに	補助金交付申請書の提出	○ →	○	
受理後速やかに	交付決定通知	○ ←	○	
随時（必要に応じて）	事業変更計画書の提出	○ →	○	
	変更計画承認および内示	○ ←	○	
	変更交付申請書の提出	○ →	○	
	変更交付決定	○ ←	○	
随時	施業完了	○		
完了後速やかに	実績報告書	○ →	○	
申請後随時	事業調査	○ ←	○	
調査後随時	交付決定及び確定通知	○ ←	○ →	○
調査後随時	請求書の提出	○ →	○	
確定後随時	補助金支払	○ ←	○	

補助金額

○標準単価方式、実行経費方式

補助対象事業費（千円未満切捨て）×補助率＝補助金額（百円未満切捨て）

合板・製材生産性強化対策交付金事業

事業趣旨

地域材の競争力強化に向け、県が定める体質強化計画に基づき、合板・製材工場等に向けて原木を安定的に供給するための間伐材の生産及び路網整備等を一体的に実施し、生産性向上等の体質強化を図る。

対象森林

原則、森林経営計画に基づく森林

事業主体

体質強化計画に明記された市町村、森林整備法人及び選定経営体（注1）

事業内容

1 補助対象年齢および規模

区分	補助対象年齢														事業規模	
	I	II	III	IV	V	VI	VII	VIII	IX	X	X I	X II	X III～ X VIII	X IX ～		
間伐材生産	—————														0.1ha 以上かつ 10m ³ /ha 以上	
人工造林																0.1ha 以上
下刈り	—————															
森林作業道整備																間伐材生産と一体的に実施
鳥獣害防止施設等整備																

補助対象：————— 以下該当する場合補助対象：……………

- ・間伐は地域の標準的な施業における本数密度を概ね5割上回る林分または立木の収量比数が0.95以上の林分
- ・間伐及び更新伐は森林経営計画に基づく場合で標準伐期齢の2倍の年齢以下の林分

2 事業内容

間伐材生産	過去5年以内に国庫補助事業による除伐、保育間伐、間伐、更新伐を実施していない林分において、木材安定供給計画の対象となる木材加工施設へ、間伐材等を供給するための不用木の除去、不良木の淘汰、搬出集積
人工造林	優良な育成単層林の人工林の造成を目的として行う地拵え、植栽（大苗の植栽を含む。）、播種、施肥、低質材等における前生樹の伐倒、除去 機械地拵え、早生樹造林、低密度植栽、その他局長が妥当と認めた造林の低コスト化に資する技術を導入し実施するものであること
下刈り	雑草木の除去及びこれに併せて行う施肥 本事業で実施した人工造林により更新したII年齢以下の林分で行うものであること。
森林作業道整備	間伐材生産と一体的に実施する、「森林作業道作設指針について」（平成22年11月17日付け長野庁長官通知）に適合及び「長野県森林作業道作設マニュアル」を参考にした作業道の開設
鳥獣害防止施設等整備	間伐材生産と一体的に実施する、健全な森林の造成・保全を目的として行う野生鳥獣による森林被害の防止、野生鳥獣の移動の制御等を図るための鳥獣害防止施設等の整備

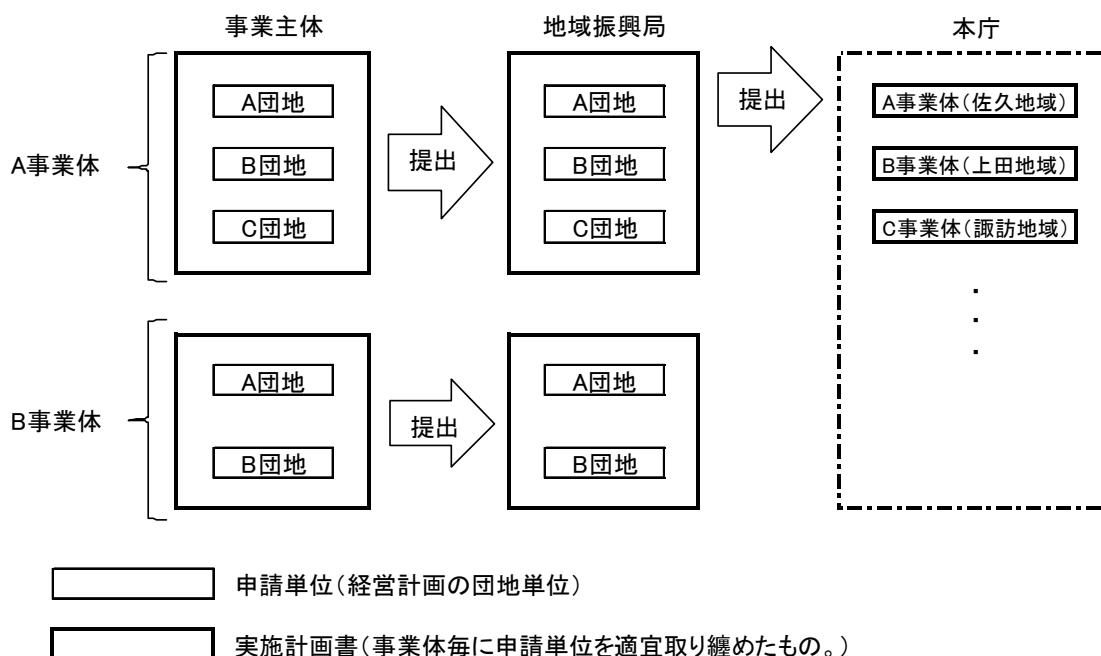
事業の流れ

1 計画補助方式

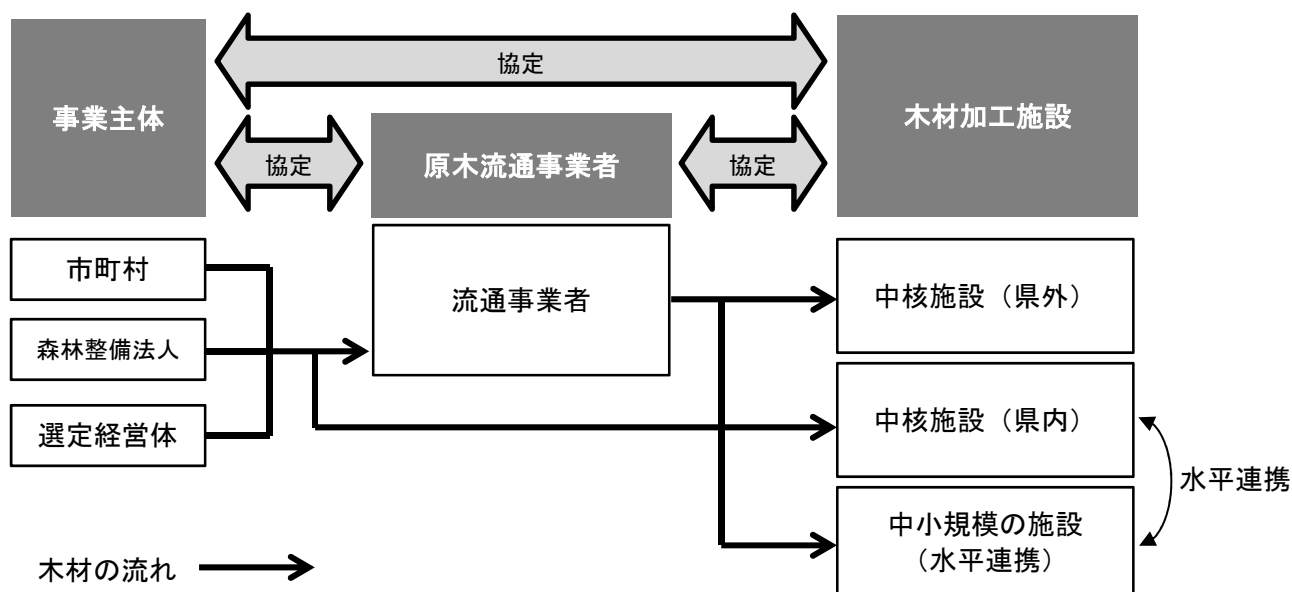
施業種及び規模を問わず全て事前申請方式となる。

時期	内容	森林所有者等	事業主体	市町村	地域振興局
着手前	事業の委託等	○ →	○		
知事が定める日まで	事業実施計画書の提出		○ →		○
受理後速やかに	計画承認および内示		○ ←		○
随時	補助金交付申請書の提出		○ →		○
受理後速やかに	交付決定通知		○ ←		○
随時	施業着手		○		
随時 (必要に応じて)	事業変更計画書の提出		○ →		○
	変更計画承認および内示		○ ←		○
	変更交付申請書の提出		○ →		○
	変更交付決定		○ ←		○
随時	施業完了		○		
完了後速やかに	実績報告書		○ →		○
申請後随時	事業調査		○ ←		○
調査後随時	交付決定及び確定通知		○ ←		○
調査後随時	請求書の提出		○ →		○
確定後随時	補助金支払		○ ←		○
確定後随時	事業の精算	○ ←	○		

2 計画の全体イメージ



3 原木供給及び協定イメージ図



※事業主体及び木材加工施設の詳細については、あらかじめ地域振興局にご確認ください。
 ※原木流通事業者は体質強化計画記載の事業者以外でも可能です。

補助金額

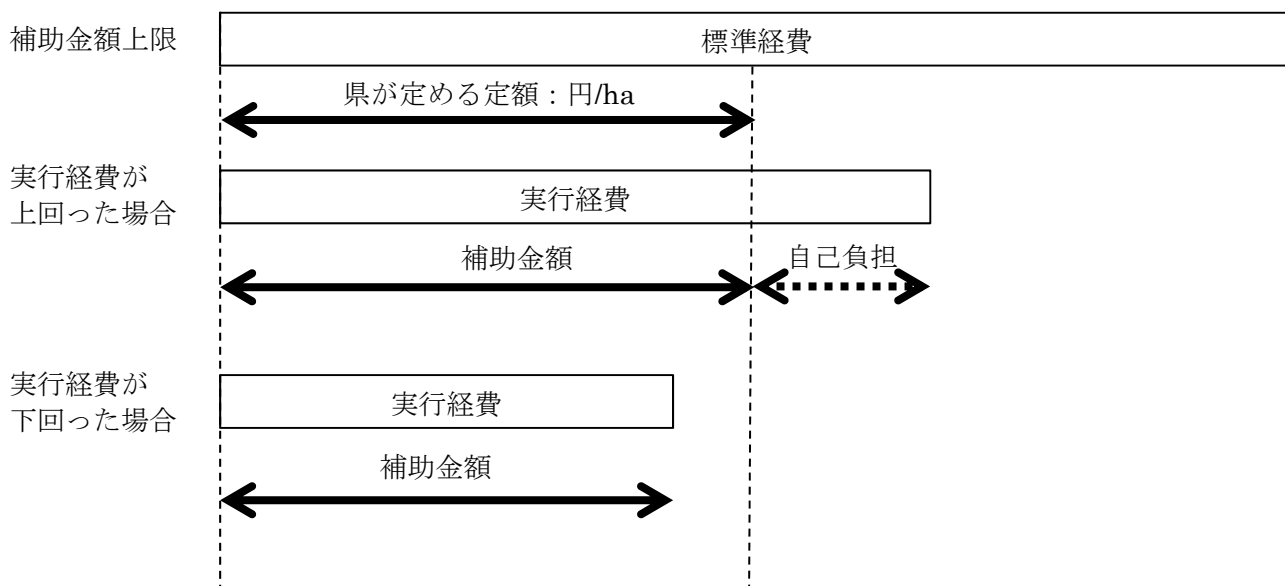
1 間伐材生産、人工造林、下刈り

直接費に係る補助金額と間接費に係る補助金額の合計が間伐材生産、人工造林、下刈りの補助金額となる。

① 直接費に係る補助金額の算出

県が定める定額（標準経費の2分の1（間伐材生産：350,000円/ha、人工造林：546,000円/ha、下刈り：75,000円/ha））と実行経費を比較し、いずれか低い額とする。ただし、切捨ての定額は別途

<イメージ図>



②間接費に係る補助金額の算出

定額（標準経費に間接費率を乗じた額の2分の1）と実行経費を比較し、いずれか低い額とする。

$$\text{定額} = \text{標準経費} \times \text{間接費率} \times 1/2$$

2 森林作業道整備

定額（2,000 円/m）と実行経費を比較し、いずれか低い額とする。

3 鳥獣害防止施設等整備

定額と実行経費を比較し、いずれか低い額とする。

$$\text{定額} = \text{標準単価} \times \text{面積} \times (1 + \text{間接比率}) \times 1/2$$

注1) 「林業経営体の育成について」（平成30年2月6日付け29林政経第316号林野庁長官通知）に基づき選定された林業経営体

林業成長産業化総合対策事業

事業趣旨

意欲と能力のある林業経営体に森林の経営・管理を集積・集約するとともに、コスト低減を図るべく必要な支援を行うことで、森林資源を循環利用し林業の成長産業化を図る。

対象森林

生産基盤強化区域内であって、原則、森林経営計画に基づく森林

事業主体

市町村、森林整備法人及び選定経営体

事業内容

1 補助対象年齢および規模

区分	補助対象年齢														事業規模		
	I	II	III	IV	V	VI	VII	VIII	IX	X	X I	X II	X III～ X VIII	X IX ～			
資源高度利用型施業																	0.1ha 以上
間伐材生産																	0.1ha 以上、 10 m ³ /ha 以上
関連条件整備	森林作業道整備																上記と一体的に実施
	鳥獣害防止施設																

補助対象： **■**

2 事業内容

資源高度利用型施業	生産基盤強化区域内で行う末木枝条の集材(主伐時に全木又は全幹による集材が行われるものに限る)、地拵、植栽、苗木運搬	
間伐材生産	生産基盤強化区域内で行う不用木の除去(侵入竹を含む。)、不良木の淘汰(育成しようとする樹木の一部を伐採することによる本数密度の調整、残存木の生長促進等を図ることをいう。)、支障木やあばれ木等の伐倒、造材、集材、搬出・集積及び積み込み、その他付帯施設整備	
関連条件整備	森林作業道整備	資源高度利用型施業又は間伐材生産と一体的に実施する、「森林作業道作設指針について」(平成22年11月17日付け林野庁長官通知)に適合及び「長野県森林作業道作設マニュアル」を参考にした森林作業道の開設
	鳥獣害防止施設	資源高度利用型施業又は間伐材生産と一体的に実施する、健全な森林の造成・保全を目的として行う野生鳥獣による森林被害の防止、野生鳥獣の移動の制御等を図るための鳥獣害防止施設等の整備

※関連条件整備の事業費は、実施計画ごとに、資源高度利用型施業又は間伐材生産に係る事業費の20/100を超えないものとする

事業の流れ

1 計画補助方式

施業種及び規模を問わず全て事前申請方式となる。

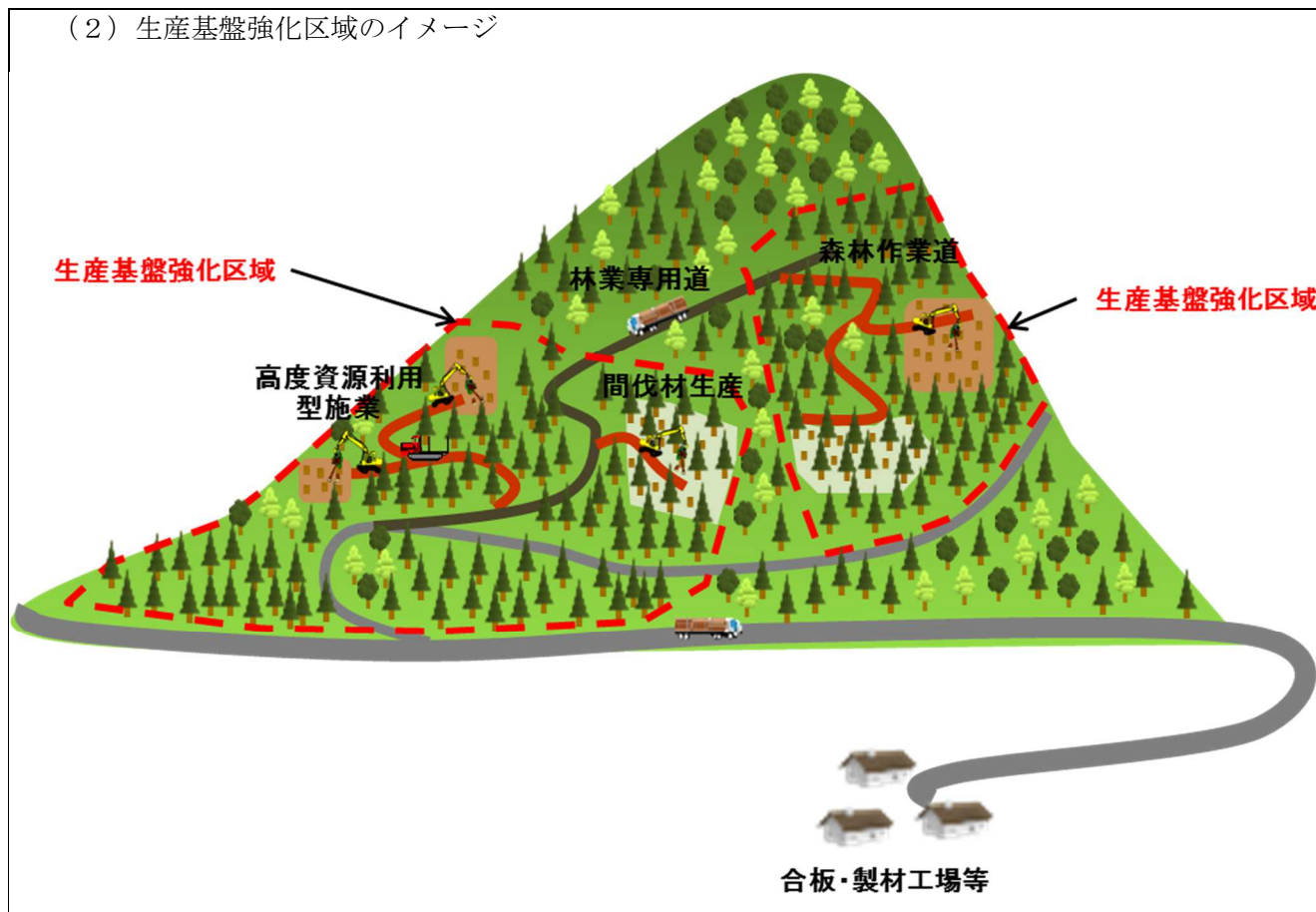
年度	時期	内容	森林所有者等	事業主体	市町村	地域振興局
随時	随時	生産基盤強化区域の設定依頼		○ →	○ →	○ →
		生産基盤強化区域の設定				○
前年度	9月上旬まで	事業の委託等	○ →	○		
	9月10日まで	予定調書の提出		○ →	○	
	9月20日まで	予定調書の提出			○ →	○
	随時	事業計画書の提出		○ →		○ →
	受理後速やかに	計画承認および内示		○ ←		○
	随時	補助金交付申請書の提出		○ →		○ →
	受理後速やかに	交付決定通知		○ ←		○
	随時	施業着手		○		
	随時 (必要に応じて)	事業変更計画書の提出		○ →		○ →
		変更計画承認および内示		○ ←		○
		変更交付申請書の提出		○ →		○ →
		変更交付決定		○ ←		○
	随時	施業完了		○		
	完了後速やかに	実績報告書		○ →		○ →
	申請後随時	事業調査		○ ←		○
	調査後随時	交付決定及び確定通知		○ ←		○
	調査後随時	請求書の提出		○ →		○ →
確定後随時	補助金支払		○ ←		○	
確定後随時	事業の精算		○ ←	○		

2 生産基盤強化区域

(1) 生産基盤強化区域の基準

- 合板・製材工場等の集荷圏
- 人工林の蓄積のうち標準伐期以上の蓄積量の占める割合が5割以上
- 合理的な森林施業を行うことのできる一定のまとまりを持った範囲とし、尾根や谷などで囲まれて自然地形を単位に、100ha以上を目安
- 意欲と能力のある林業経営者による循環利用が見込まれる森林

(2) 生産基盤強化区域のイメージ



補助金額

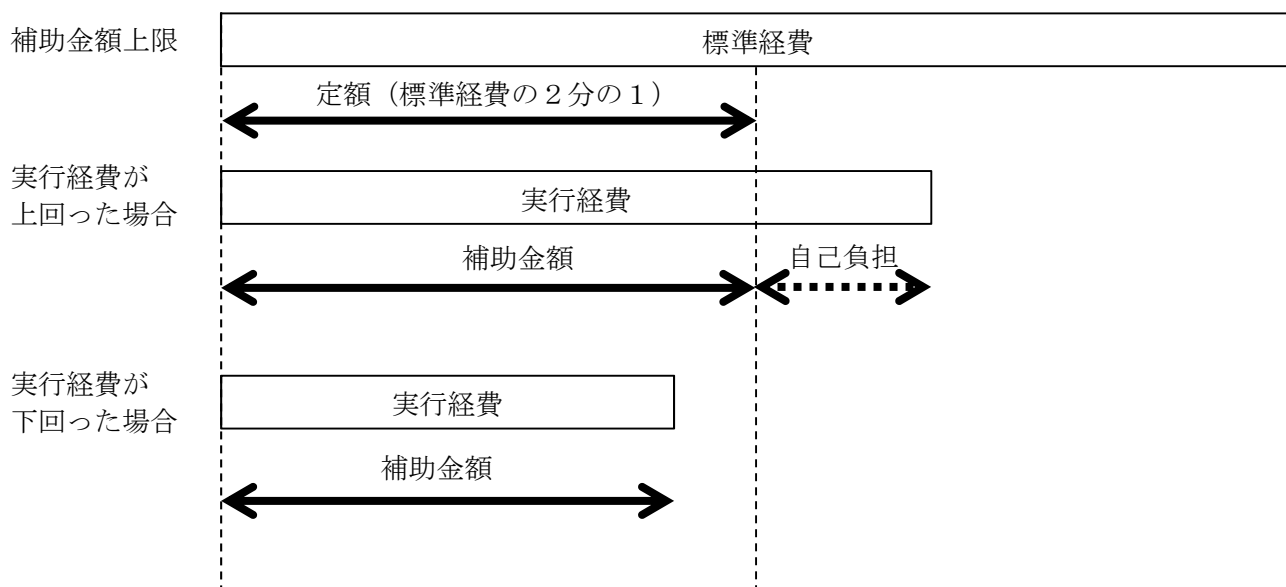
1 資源高度利用型施業及び間伐材生産

直接費に係る補助金額と間接費に係る補助金額の合計が補助金額となる。

① 直接費に係る補助金額の算出

県が定める定額(標準経費の2分の1(間伐材生産:350,000円/ha、資源高度利用型施業:上限664,000円/ha))と実行経費を比較し、いずれか低い額とする

<イメージ図>



② 間接費に係る補助金額の算出

定額(標準経費に間接費率を乗じた額の2分の1)と実行経費を比較し、いずれか低い額とする。

$$\text{定額} = \text{標準経費} \times \text{間接費率} \times 1/2$$

2 森林作業道整備

定額(2,000円/m)と実行経費を比較し、いずれか低い額とする。

3 鳥獣害防止施設等整備

定額と実行経費を比較し、いずれか低い額とする。

$$\text{定額} = \text{標準単価} \times \text{面積} \times (1 + \text{間接比率}) \times 1/2$$

③県単森林被害復旧事業

区分	補助対象年齢級														事業規模	
	I	II	III	IV	V	VI	VII	VIII	IX	X	XI	XII	XIII～XVIII	XIX～		
倒木・折損木整理 倒木起こし																0.1ha 以上

補助対象：

2 事業内容

①間伐対策事業

間伐	過去5年以内に信州の森林づくり事業による除伐、保育間伐、間伐、更新伐を実施していない林分において行う不良木の淘汰 搬出間伐を行なう場合は本数搬出率で80%以上
枝打ち	不良木淘汰と合わせて実施する枝打ち、残存木の実施率60%以上
つる切り	森林整備予定森林で実施するつる切り、実施率100%以上
修景林間整備	森林景観整備又は通学路の安全確保のため、局長が特に必要と認めた箇所で行なう不良木淘汰、不用木（枯損木）処理
竹林整備	本数伐採率概ね30%以上
無立木地造林	耕作放棄地で行なう広葉樹植栽 植栽本数は、ha 当たり 2,000 本以上
簡易作業路開設・補修	3カ年の間伐実施計画が概ね5ha以上の区域内で実施する間伐に必要な簡易作業路の開設及び補修
歩道整備・補修	間伐材を利用した延長が全延長の概ね30%以上の歩道整備及び補修
樹下植栽	前年度又は当年度に本数伐採30%以上の間伐を実施した箇所で行なう樹下植栽
枝条処理	松くい虫被害の拡大を助長する恐れがあるアカマツ林において、原則として信州の森林づくり事業等における搬出間伐実施後の直径3cm以上の林地残材及び枝条の破砕、焼却、被覆等処理
倒木整理	風倒木などの被害木を玉切り、整理 単木単位で実施

②グレースの森創生事業

除伐・間伐 植栽・保育 看板設置等	林木の健全な成長の促進を目的とした間伐を主体とした森林整備及び看板の設置などの付帯施設整備
-------------------------	---

③県単森林被害復旧事業

倒木・折損木整理 倒木起こし	国庫補助の対象とならない森林において、気象害等による倒伏木・折損木の整理及び倒木起こし
-------------------	---

事業の流れ

1 計画補助方式

施業種及び規模を問わず全て事前申請方式

年度	時期	内容	森林所有者等	事業主体	市町村	地域振興局
前年度	9月上旬まで	事業の委託等	○	→ ○		
	9月10日まで	予定調書の提出		○	→ ○	
	9月20日まで	予定調書の提出			○	→ ○
当年度	随時	森林整備協定の締結	○		→ ○	
	随時	事業計画書の提出		○	→	○
	受理後速やかに	計画承認および内示		○	←	○
	随時	補助金交付申請書の提出		○	→	○
	受理後速やかに	交付決定通知		○	←	○
	随時	施業着手		○		
	随時 (必要に応じて)	事業変更計画書の提出		○	→	○
		変更計画承認および内示		○	←	○
		変更交付申請書の提出		○	→	○
		変更交付決定		○	←	○
	随時	施業完了		○		
	完了後速やかに	実績報告書		○	→	○
	申請後随時	事業調査		○	←	○
	調査後随時	交付決定及び確定通知		○	←	○
	調査後随時	請求書の提出		○	→	○
	確定後随時	補助金支払		○	←	○
確定後随時	事業の精算		○	← ○		